

議案第 80 号

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 一般職の職員の期末手当の支給割合を改定したいため。

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の220」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年12月に支給する期末手当に限り、この条例による改正後の第20条第2項の規定中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」とし、同条第4項の規定中「100分の217.5」とあるのは「100分の215」とする。